



## 背景

外国人との共生社会の実現のための施策については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等も踏まえ、我が国に適法に在留する外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れるという視点に立ち、これまで以上に推進していく必要がある。

そこで、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の実施状況等を踏まえ、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題、方策等を国民や外国人に示すことにより、共生社会の実現に取り組んでいく必要がある。



## 有識者会議の開催

外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき日本語教育の充実、行政情報の多言語化等に係る方策についての中長期的な課題について調査し、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、関係閣僚会議の下に、外国人との共生社会の実現のための有識者会議を開催する。

「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」の開催について（案）

令和3年1月29日  
外国人材の受入れ・共生に関する  
関係閣僚会議決定

- 1 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）の下、共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。
- 2 有識者会議の構成員については、関係閣僚会議議長が決定する。
- 3 有識者会議に座長を置き、関係閣僚会議議長の指名する者がこれに当たる。
- 4 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 5 有識者会議は原則として非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。
- 6 座長は、有識者会議における審議の内容等を、議事概要等の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 7 有識者会議の庶務は、内閣官房及び法務省において処理する。
- 8 前各項に掲げるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。